

# 告示

## 埼玉県告示第千十四号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和二年九月九日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団東光会戸田中央産院	埼玉県戸田市上戸田二丁目二十六番三号	令和五年九月八日
医療法人さくらさくら記念病院	埼玉県富士見市水谷東一丁目二十八番地一	同右
医療法人社団武蔵野会TMGあさか医療センター	埼玉県朝霞市大字溝沼千三百四十番地一	同右
医療法人山柳会塩味病院	埼玉県朝霞市溝沼二丁目四番一号	同右
坪田和光病院	埼玉県和光市白子二丁目十二番十五号	同右
医療法人誠壽会上福岡総合病院	埼玉県ふじみ野市福岡九百三十一番地	同右
富家病院	埼玉県ふじみ野市亀久保二千百九十七番地	同右
医療法人社団嬉泉会春日部嬉泉病院	埼玉県春日部市中央一丁目五十三番地十六号	同右
医療法人社団大和会慶和病院	埼玉県越谷市千間台西二丁目十二番地の八	同右
指扇病院	埼玉県さいたま市西区宝来千二百九十五番地一	同右
独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター	埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目九番三号	同右

東松山市立市民病院	埼玉県東松山市大字松山二千三百九十二番地	令和五年九月八日
シヤローム病院	埼玉県東松山市大字松山千四百九十六番地	同右
南古谷病院	埼玉県川越市大字久下戸百十番地	同右
医療法人社団誠弘会池袋病院	埼玉県川越市大字笠幡三千七百二十四番地六	同右
社会医療法人財団石心会	埼玉県狭山市入間川二丁目三十	同右
埼玉石心会病院	七番地二十号	同右
社会医療法人壮幸会行田総合病院	埼玉県行田市持田三百七十六番地	同右
騎西病院	埼玉県加須市日出安千三百十三番地一	同右
医療法人社団日新会新井整形外科	埼玉県羽生市大字藤井上組千九番地	同右
新久喜総合病院	埼玉県久喜市上早見四百十八番地一	同右
蓮江病院	埼玉県久喜市本町一丁目七番十二号	同右
医療法人土屋小児病院	埼玉県久喜市久喜中央三丁目一番十号	同右
医療法人社団優慈会佐々木病院	埼玉県深谷市西島町二丁目十六番地一	同右
医療法人桂水会岡病院	埼玉県本庄市北堀八百十番地	同右
医療法人柏成会青木病院	埼玉県本庄市下野堂一丁目十三番二十七号	同右
医療法人鈴木外科病院	埼玉県本庄市児玉町八幡山二百九十三番地	同右